

2022年2月24日

各 位

会 社 名 株式会社 東急レクリエーション
代 表 者 取締役社長 菅野 信三
(コード番号 9631 東証第2部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 大島 昌之
(TEL. 03-3462-8888)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、2022年3月23日開催予定の第89期定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議するとともに、当該株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実をはかるとともに、経営の透明性、公正性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 移行の時期

2022年3月23日開催予定の第89期定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 監査等委員会設置会社への移行

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うほか、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設などの所要の変更を行います。

② 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることとなります。このため、株主総会資料の電子提供制度導入に備えて、所要の変更を行うものであります。

③ その他全般に関する変更

条文の新設・削除にともなう条数の整備のほか、所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりとなります。

(3) 日 程

- ① 定款変更のための株主総会開催日 2022年3月23日(水曜日)
- ② 定款変更の効力発生日 2022年3月23日(水曜日)

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u>
第5条 (省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第15条 (省略)	第13条～第15条 (現行どおり)
<u>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)	第16条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第17条～第19条 (省略)	第17条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第20条 (定員) <u>当社の取締役は15名以内とし、株主総会においてこれを選任する。</u> (新設)	第20条 (定員) <u>当社の取締役は20名以内とする。</u>
第21条 (選任) (新設) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。 2. <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u>	第21条 (選任) <u>取締役は株主総会の決議によって、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して選任する。</u> 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u>

現行定款	変更案
<p>第22条（任期） 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設）</p> <p>2. <u>補欠または増員により選任した取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。代表取締役は取締役会の決議をもって定める。ただし取締役社長は、代表取締役でなければならない。</p> <p>第24条（報酬等） 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第25条（取締役会の招集） 取締役会の招集については、会日の5日前に各取締役および各監査役に対し、その通知を発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>第26条 （省略） （新設）</p> <p>第27条～第29条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条（定員） <u>当会社の監査役は5名以内とし、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>第31条（選任） <u>監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第32条（任期） <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任した監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第33条（常勤監査役） <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第22条（任期） <u>監査等委員でない取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任した監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） 取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役のなかから、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</u>代表取締役は取締役会の決議をもって定める。ただし取締役社長は、代表取締役でなければならない。</p> <p>第24条（報酬等） 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第25条（取締役会の招集） 取締役会の招集については、会日の5日前に各取締役に対し、その通知を発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>第26条 （現行どおり）</p> <p>第27条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条～第30条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第31条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第34条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第35条（監査役会の招集） <u>監査役会の招集については、会日の5日前に各監査役に対し、その通知を發するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>	<p>第32条（監査等委員会の招集） <u>監査等委員会の招集については、会日の5日前に各監査等委員に対し、その通知を發するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会は監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>
<p>第36条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会が定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第33条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第37条（監査役との責任限定契約） <u>当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第38条（補欠監査役） <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条の規定を準用する。</u></p> <p>3. <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第39条～第40条 （省略）</p>	<p>第34条～第35条 （現行どおり）</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第41条～第44条 （省略）</p>	<p>第36条～第39条 （現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>附則</p>
	<p>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置） <u>2022年3月開催の第89期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p> <p>第2条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置） <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上